

事 業 報 告 書

1. はじめに

本年度は、障害者権利条約の批准により、障害者福祉の新たなスタートとなる年度となりました。この条約の基本的な考え方は、その前文に「全ての人権と基本的自由が普遍的であり、不可分であり、相互に依存し、相互に関連している」とあるように、人権尊重の視点で作られたものです。また、「私たちのことを私たち抜きで決めないで！」というスローガンに象徴されるように、当事者の意見が反映した条約であることが大きな特徴です。批准した2年後（2016年2月）には政府報告の提出が求められており、外務省が窓口となって進められる予定です。一方で民間団体や障害者団体等からの報告も提出できることから、当法人も他の団体等と連携しながら議論に参画しています。

わが国の経済政策は、強い経済を目指すことを最優先に推進され、消費税については4月から8%に引き上げられ、段階的に引き上げる計画が示されました。しかし、本格的な景気回復には至らず、2017年度以降に先延ばしされました。また、持続可能な社会保障・社会福祉制度の再構築が喫緊の課題として掲げられている中、社会福祉法人の経営のあり方についても、事業所単位の運営から法人単位への転換や、必要積立金等を控除した余裕財産については、地域の社会福祉事業への再投下などが求められ、さらには、法人の経営組織に関して、運営の公益性を保つために評議員会の設置義務や、理事などの選任・解任や報酬の議決権を持たせるなど、その権限を強化すること、理事長や理事の義務や責任などを法令上で明記することなどの具体的な考え方が示されました。当法人としても施設支援を超えた社会福祉事業への展開を模索しつつ、今後も予想される諸制度改革の動きを敏感に捉え、可能な限り地域の福祉ニーズに対応した運営を目指すこととします。

障害者総合支援法施行後3年後の見直しについても議論が始まっており、障害者自立支援法から障害者総合支援法に移行された当時に軽視された、障がい者制度改革推進会議でまとめた骨格提言や、障害者自立支援法訴訟における基本合意が反映された内容に改正されることが重要です。引き続き、他の支援団体等と連携しながら、必要な問題提起をしていくこととします。

2011年に発生した東日本大震災への復興支援のために、JDF（日本障害フォーラム）、一般社団法人ゼンコロと連携して、2年間にわたり支援活動を行ってきました。JDFいわて支援センターでは、今年度は支援要請を一旦保留するとされていましたが、JDFみやぎ支援センターの要請を受け、県内の島嶼部（半島を含む）の仮設住宅訪問調査活動を支援するため、10月より活動を行いました。

2. 方針に対する具体的な運営結果

本年度方針は中期事業計画に基づき9点を重点課題とし、これらを達成することで、真に障害のある人の立場に立った経営が実現できるものとして、全力を挙げて取り組み、いくつかの課題を残しつつも、下記のとおり結果となりました。

- (1) 組織を支えるのは人という基本事項を再認識し、経営や福祉の専門性を身につけるための教育、研修を計画的に実施しました。
- (2) 社会福祉法人新会計基準による精度の高い会計管理に努め、各拠点の財務については、常任理事会、常務会、所長会等で議論し、過去の運用で課題となり得る処理においても可能な限り新会計基準に準拠した処理を行いました。また、法人全体の資金については、可能な限り法人内部の資金活用に努めました。
- (3) 老朽化が著しい事業所ならびに民間移譲後の東京都大田福祉工場の建て替えについては、国庫補助申請を終え、審査の結果待ちの状況です。昨年申請した東京都葛飾福祉工場の国庫補助は不認可となりましたが、東京都の民間移譲施設整備費補助を受けることが決定しました。
- (4) 不採算事業の経営改善に取り組み、固定費・経費の圧縮については一定の効果を得ました。しかし、根本的な改善にはまだ至っていませんので、関係事業の連携や新規事業への転換などを加えて継続して努力することとします。
- (5) 法人の規程等、事業所ごとに異なる運用があるものには、既存の規程の見直しも含めて段階的に着手しています。
- (6) 東日本大震災を教訓に設置した統合防災委員会の活動は、危機管理マニュアルの策定や各事業所の防災用品の備蓄をほぼ完了するなど一定の成果を残し、すべての事業所でBCP（事業継続計画）策定の準備に入りました。
- (7) 各拠点の地域活動においては、それぞれの自治体との連携を深め情報交換を密にしながら、各拠点の特徴を活かした障害福祉サービス事業の充実に努めました。また、地域の福祉関連ネットワークに積極的に参画することで、地域の重要な社会資源になり得ることを目指し、地域ニーズには常に前向きに対応しました。特定相談支援事業は運営が厳しい事業ではありますが、各自治体からの要望に応え、すでに実施していた1拠点に2拠点を加えて開始しました。
- (8) 障害者福祉の向上のために、関連省庁ならびに東京都、区市町村各自治体、全国社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会、一般社団法人ゼンコロ、認定NPO法人日本障害者協議会、全国社会就労センター、日本セルフセンター、東京都セルフセンターなどにおいて積極的に役割を果たしました。
- (9) 当法人の経営理念や倫理、社会的役割に伴うコンプライアンスやガバナンスを重要視して運営にあたりました。提供する障害福祉サービスの質的向上のために、第三者サービス評価機関の審査を受けるとともに、苦情解決第三者委員制度の実施や広報紙、ホームページ等による情報公開等に真摯に取り組みました。

3. 個別経営状況

福祉事業の向上を実現するために、就労（受注、生産、販売等による）事業の改善に全力を注いでいます。当法人の基幹事業である印刷事業や縫製事業は、依然として厳しい状況が続いていますが、営業部門など協同活動の可能な部門は組織を超えて連携し、少しずつ実践に移して取り組んでいます。引き続き、障害者優先調達推進法を活用して売上高、加工高の確保に努力していくこととします。

(1) 法人本部(事務局)

法人全体の財務運用の適正化や事務局業務に支障をきたさないように、各拠点の事務処理部門との情報共有を目指しました。とりわけ経理処理については、本来必要であった積立金や雇用調整金などの取り扱いにおいて、会計顧問の指導を受け、可能な限り適正に運用できるよう見直しました。プライバシーマークの認証取得法人として、その維持・向上に各事業所と連携して運用しました。

(2) 福祉事業本部(東久留米氷川台寮、えはらハイツ、生活支援センター他)

既存事業を着実に遂行するとともに、就労支援事業所の所在する地域ニーズに対応し、西東京市天神山に新しくグループホームを開設する準備を進めました。特定相談支援事業には生活支援の立場に関わり、中野区指定の計画相談支援室「ころまっぷ」は中野区内の他事業所と連携して運営しました。

(3) IT事業本部 トーコロ情報処理センター(事業部、職能開発室、デジタルメディアセンター)

事業本部内の連携はさらに充実し、公益事業ならではの取り組みに努力しました。事業部では、新たなデータ入力業務を受注することができましたが、価格競争による受注単価の引き下げは大変厳しいものとなりました。職能開発室では民間のハローワーク業務の認定法人としての役割や、受託事業である東京都障害者IT地域支援センターの事業を継続することができました。デジタルメディアセンターでは、ネットワーク技術等を介して各事業所に関わり、横断的に役割を果たしました。

(4) 社会就労事業本部(中野区仲町就労支援事業所、中野区中野福祉作業所、コロニー中野、コロニー東村山、トーコロ青葉ワークセンター)

指定管理事業所の管理・運営の充実を目指し、東村山市障害者就労支援室や計画相談支援室「ふきのとう」での役割を發揮するとともに、既存事業の運営では福祉サービスのさらなる向上を目指しました。コロニー中野の老朽化による建て替え計画は国庫補助の申請を終えました。また、中野福祉作業所は2018年3月をもって指定管理を終えますが、2018年4月開設を目途とし「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」に基づき、障害者の一般就労促進、重度障害者の介護や一時保護等を実施する、多機能型の通所施設の公募が実施され、当法人も応募し第1次協議者として選定されました。印刷関連事業は厳しい状況が続いていますが、固定費や運送費用などの経費削減に徹底して努力しています。

(5) 福祉工場事業本部(東京都葛飾福祉工場、東京都大田福祉工場)

東京都葛飾福祉工場では区の要請を受けて特定相談支援事業を開始し、就労継続支援A型事業による在宅就労で重度障害者の雇用拡大を実現しています。民間移譲に伴う建て替えは、東京都葛飾福祉工場では国庫補助は不認可となり、東京都と今後の必要資金等について詳細に示し協議を経た結果、民間移譲施設整備費補助を受けることが決定しました。東京都大田福祉工場では国庫補助申請を終え、建て替え前の宿舍棟の改修工事が始まりました。就労支援事業では、民営化に伴う市場競争が激化しており、以前から厳しかった印刷事業に加え、防災事業にも影響が出始めています。

4. 法人全体の取り組み

利用者支援の質的向上に全事業所を上げて努力しました。中期事業計画については、民間移譲後の建て替えや老朽化に伴う建て替えなど、当法人にとって多大な資金を伴う大きな節目となる事業に備え、段階的に進められるように準備が必要であり、また、福祉制度等の見直しや社会福祉法人のあり方等にも留意して、次年度以降の見直しの準備に入りました。

- (1) 基礎自治体に主軸を置いた運営に心掛け、事業所所在自治体からの要請には極力前向きに対応しています。また、地域のネットワークにも積極的に参加し、地域福祉の啓発、活性化のための役割を果たしました。
- (2) 障害者福祉分野における活動については、法人独自あるいは一般社団法人ゼンコロの一員として、他の団体の活動に積極的に参加して取り組んでいます。また、法人としての社会的な役割や活動においては、これまでと同様に従業員等が各々の立場毎に対外的な役割である国の内閣府・厚生労働省や全国社会福祉協議会、東京都・東京都社会福祉協議会での役割、またその役割において最大限能力を発揮できるように配慮し支援しています。
- (3) 当法人が提供する障害福祉サービスの質的向上のために、「第三者サービス評価機関の受審」「従業員の専門性向上のための研修、資格取得の奨励」等を図ると共に、「苦情解決第三者委員制度の実施」や「広報紙等による情報公開」等に努めました。
- (4) 個人情報的重要性を認識し、法人の社会的信頼性を維持するために「プライバシーマークの認証」の維持・更新に取り組みました。民間事業者としてハローワーク業務の認定法人としての役割や受託事業である東京都障害者IT地域支援センター・東京都東村山市障害者就労支援室業務・特定相談支援事業など、それぞれで役割達成に努めました。

5. 法人全体の経営結果

法人全体の経営結果は以下の通りとなりました。

- (1) 社会福祉法人新会計基準における拠点単位の経理管理を基準として、法人本部繰越活動増減差額の配分不可能資産を除いたものを配分しました。
- (2) 新規のグループホームや建て替え等に関する費用は、国および東京都の補助協議事項によるもので、当初予算で組むことが困難であったため、当該事業所においてはその都度、積立金の取り崩し等、必要に応じて理事会承認を受けながら実行しました。
- (3) 在籍者の推移は表2に示す通りであり、総人数770名（前年度778名）で8名減、内障害者は487名（前年度491名）で4名減、障害者比率63.2%（前年度63.1%）となりました。在籍ではない契約者・登録者（表2：参考資料）1,031名を加えると1,801名の人達に責任を負う組織となっています。
- (4) 就労移行を支援する事業では表4ならびに表2：参考資料に示す通り、在籍者以外を含めた一般就職者は84名（障害福祉サービスでは30名（B型からの移行7名も含む）、就労移行支援事業の定員が46名なので定員比65.2%）となりました。
- (5) 事業結果の数値では、正味財産が4,970,127千円、繰越残高が2,960,393千円となりました。